

告 示 書

平塚市告示第 3 2 5 号
令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 1 3 日

平塚市長 落合 克宏

次の表の左欄に掲げる者は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、次の書類は、総務部市民税課諸税担当で保管しており、申出があればいつでも送達を受けるべきものに交付する。

記

氏 名（ 法 人 の 名 称 ）	番 号	根 拠 法 令
石橋 太河	5154110	地方税法第 451 条第 2 項
石橋 太河	5875110	地方税法第 451 条第 2 項
石橋 太河	9072120	地方税法第 451 条第 2 項

以 上